

目录

外汇 Foreign Exchange

- 关于金融领域在有条件的自由贸易试验区（港）试点对接国际高标准推进制度型开放的意見
- 上调跨境融资宏观审慎调节参数
- 废止《商务部外汇局关于进一步完善外商投资性公司有关管理措施的通知》

税务 Tax

- 关于支持跨境电商出口海外仓发展出口退（免）税有关事项的公告
- 关于修订发布《中国（上海）自由贸易试验区临港新片区重点产业企业所得税优惠资格认定管理办法》的公告

海关 Customs

- 关于调整海南自由贸易港原辅料“零关税”政策的通知

人事 Human Resources

- 关于本市失业保险和工伤保险费率有关事项的通知

近期热点 Recent Hotspots

- 跨省总分机构的汇总申报及就地缴纳核定信息不匹配，或触发税务局的自动预警机制。企业应当如何应对？
- 企业由于自身失误导致多申报增值税销项税，是否可以向税务机关申请退回？
- 新《公司法》已实施半年多，实践中，企业在申请变更登记时，各地市场监督管理局会要求企业根据新《公司法》重述章程吗？企业重述章程应注意哪些方面？

目次

（下記の日本語訳は参考用とします。）

外貨管理

- 金融分野における適格な自由貿易試験区（港）での国際的高水準の制度型開放の試行推進に関する意見
- クロスボーダー融資のマクロプルーデンス政策因数の引き上げ
- 「商务部、外貨管理局が外国投資性会社に関する管理措置の更なる改善に関する通知」の廃止

税務

- 越境電子商取引の海外倉庫輸出に関する輸出税還付（免税）関連事項に関する公告
- 「中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区の重点産業の企業所得税優遇資格認定管理弁法」の改正に関する公告

税関

- 海南自由貿易港原材料・補助材料のゼロ関税政策の調整に関する通知

人事労務

- 上海市失業保険料率と労災保険料率の調整に関する通知

トピックス

- 省を跨ぐ総、分支機構の集約申告と現地納付の情報不一致により、税務局の自動アラートメカニズムが発動された場合、企業はどのように対応すべきでしょうか？
- 企業が申告ミスにより売上増値税を過大申告した場合、税務機関に税金の返還を申請することができるでしょうか？
- 新「会社法」が既に半年以上に施行され、実務において、企業が変更登記を申請する際、各地の市場监督管理局は新「会社法」に基づき定款修正を要求するでしょうか？企業が定款修正する際にはどのような点に留意すべきでしょうか？

外汇 Foreign Exchange

关于金融领域在有条件的自由贸易试验区（港）试点对接国际高标准推进制度型开放的意见

【发布单位】 中国人民银行 商务部 金融监管总局 中国证监会 国家外汇局
【发布日期】 2025 年 1 月 16 日

【Link】 https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202501/content_7000522.htm?ddtab=true

本《意见》主要内容如下：

1. 跨试点地区包括：上海、广东、天津、福建、北京自由贸易试验区和海南自由贸易港等地区、横琴粤澳深度合作区、前海深港现代服务业合作区、广州南沙等。
2. 允许外资金融机构以许可或试点形式，开展与中资金融机构同类新金融服务。
3. 对金融机构开展相关业务的审批时限缩短至 120 天。
4. 支持跨境购买一定种类的境外金融服务：试点地区企业和个人可办理经常项下跨境保单的续费、理赔、退保等跨境资金结算；在粤港澳大湾区，扩大参与“跨境理财通”试点的机构范围和合资格投资产品范围。
5. 允许试点地区与外国投资者投资相关的所有转移可自由汇入、汇出且无迟延，包括：资本出资；利润、股息、利息、资本收益、特许权使用费、管理费、技术指导费和其他费用；出售投资所得、清算投资所得；根据合同所支付的款项；依法获得的补偿或赔偿；因争议解决产生的款项。
6. 完善金融数据跨境流动安排，包括：建立金融数据跨境流通“白名单”制度；制定需要纳入数据出境安全评估、个人信息出境标准合同、个人信息保护认证管理范围的数据清单；制定金融领域数据分类分级

外貨管理

金融分野における適格な自由貿易試験区（港）での国際的高水準の制度型開放の試行推進に関する意見

【公布部門】 中国人民銀行 商務部 金融監督管理総局 中国証督会 国家外貨局
【公布日時】 2025 年 1 月 16 日

本「意見」の主の内容は以下の通りである。

1. 試行地区は上海、広東、天津、福建、北京自由貿易試験区、海南自由貿易港、横琴粵澳深度合作区、前海深港現代服務業合作区、広州南沙などの地域を含む。
2. 外資系金融機関が、許可または試行的な形で、中資系金融機関と同様の新しい金融サービスを展開することを許可する。
3. 金融機関が関連業務展開に関する審査・承認期間を 120 日以内に短縮する。
4. 一定種類の海外金融サービスの越境購入を支援する。試点地区の企業と個人は、外貨經常科目に係る域外保険契約の保険更新料の支払い、保険金の請求、保険契約の解約などのクロスボーダー資金決済を行うことができる。広東・香港・マカオグレーターベイエリア(粤港澳大湾区)において、「越境理財通(クロスボーダー・ウェルスマネジメント・コネク)」試点に参加する機関の範囲と適格投資商品の範囲を拡大する。
5. 試点地区において、外国投資家の投資に関連するすべての資金移転について、自由に送金・受け取り、遅滞なく行われることを許可する。具体的には出資資本、利益、配当金、利息、資本収益、ロイヤリティ、管理費、技術指導料とその他費用、投資の売却収入、投資の清算収入、契約に基づき支払金、法により得られた補償金または損害賠償金、争議解決により生じる支払金を含む。
6. 金融データの越境流通に関する取り決めに改善する。金融データの越境流通に関する「ホワイトリスト」制度を制定すること、データ越境に関するセキュリティ評価、個人情報越境に関する標準契約、個人情報保護認証管理の対象となるデータリストを

规则标准；引进境外电子支付机构，完善与国际接轨的数字身份认证制度。

7. 建立与国际规则接轨的跨境纠纷争端解决机制，打造“商事调解+国际仲裁”一站式金融纠纷解决平台。

制定すること、金融分野におけるデータの分類・階層化のルールと基準を制定すること、域外電子決済機関を導入し、国際基準に適合するデジタルID認証制度を改善することを含む。

7. 国際基準に適合する越境紛争解決メカニズムを構築し、「商事調停+国際仲裁」のワンストップ型金融紛争解決プラットフォームを構築する。

上调跨境融资宏观审慎调节参数

【发布单位】 中国人民银行、国家外汇局
【发布日期】 2025年1月13日
【实施日期】 2025年1月13日

【Link】 https://www.gov.cn/lianbo/bumen/202501/content_6998233.htm

- 中国人民银行、国家外汇管理局13日对外宣布，将企业和金融机构的跨境融资宏观审慎调节参数从1.5上调至1.75，于2025年1月13日实施。
- 上调跨境融资宏观审慎调节参数意味着境内企业和金融机构可以更多地从境外融入金。调整后，企业在宏观审慎模式下最多可借入的外债额度为净资产的3.5倍。

废止《商务部外汇局关于进一步完善外商投资性公司有关管理措施的通知》

【发布单位】 商务部 外汇局
【发布日期】 2024年12月28日
【施行日期】 2024年12月28日

【Link】 https://wzs.mofcom.gov.cn/zcfb/art/2025/art_dc0f764e93864dd08aff397b2b8c4838.html

- 该规定废止了2011年发布的《关于进一步完善外商投资性公司有关管理措施的通知》。原通知规定：“外商投资性公司的境内贷款不得用于境内再投资”。
- 该通知被废止后，外商投资性公司可以使用境内贷款开展股权投资。

クロスボーダー融資のマクロプルーデンス政策因数の引き上げ

【公布部門】 中国人民銀行 国家外貨局
【公布日時】 2025年1月13日
【施行日時】 2025年1月13日

- 中国人民銀行と国家外為管理局は1月13日、企業と金融機関のクロスボーダー融資のマクロプルーデンス政策因数を1.5から1.75に引き上げ、2025年1月13日より実施される。
- クロスボーダー融資のマクロプルーデンス政策因数を引き上げることにより、国内の企業及び金融機関が域外からより多くの資金を調達できる。調整後、マクロプルーデンス管理モデルでは、企業は外債枠上限が純資産の3.5倍に拡大した。

「商务部、外貨管理局が外国投資性会社に関する管理措置の更なる改善に関する通知」の廃止

【公布部門】 商務部 外貨管理局
【公布日時】 2024年12月28日
【施行日時】 2024年12月28日

- 当該通知には、2011年に発布された「外国投資性会社に関する管理措置の更なる改善に関する通知」を廃止すると定められた。元通知には、「外国投資性会社の国内借入金は国内再投資に用いてはならない」と定められていた。
- 当該通知が廃止された後、外国投資性会社は国内借入金を用いて持分投資を行うことが可能になった。

税务 Tax

关于支持跨境电商出口海外仓发展出口退（免）税有关事项的公告

【发布单位】 国家税务总局
【发布文号】 国家税务总局公告 2025 年第 3 号
【公布日期】 2025 年 1 月 27 日
【施行日期】 2025 年 1 月 27 日

【Link】 <https://fgk.chinatax.gov.cn/zcfgk/c100012/c5238152/content.html>

本公告主要包括：

1. 纳税人以出口海外仓方式出口，但尚未实现销售的货物，在货物报关离境后，即可办理出口预退税，后续再根据货物销售情况进行税款核算。
2. 已办理出口预退税的纳税人，应当在核算期截止日（次年 4 月 30 日）前的各增值税纳税申报期内，办理出口预退税核算。未按时核算的，应当先退回出口预退税；待货物实现销售后，再办理出口退（免）税。
3. 纳税人办理出口预退税核算时，货物已实现销售的，应当对按照实际销售情况计算的应退（免）税额与出口预退税税额的差异情况进行确认。货物仍未实现销售的，纳税人确认“需要调整申报”并全额缴回出口预退税后，办结核算手续。
4. 已办理出口预退税的纳税人，需要变更退（免）税办法、撤回出口退（免）税备案的，应当先行办理出口预退税核算。
5. 本公告施行前，纳税人以出口海外仓方式出口货物、但尚未申报出口退（免）税的，按照本公告规定执行。

关于修订发布《中国（上海）自由贸易试验区临港新片区重点产业企业所得税优惠资格认定管理办法》的公告

【发布单位】 上海市财政局
国家税务总局上海市税务局

稅務

越境電子取引の海外倉庫輸出に関する輸出税還付(免税)関連事項に関する公告

【公布部門】 國家稅務總局
【公布文号】 國家稅務總局公告 2025 年第 3 号
【公布日時】 2025 年 1 月 27 日
【公布日時】 2025 年 1 月 27 日

主の内容は以下の通りである。

1. 納税者が海外倉庫輸出モデルで輸出したが、まだ販売されていない貨物については、貨物が通関し海外に輸出した後、輸出予備税還付届出を行い、その後に貨物の販売状況に応じ税額を精算することができる。
2. 輸出予備税還付届出を行った納税者は、精算期間の締め切り日（翌年 4 月 30 日）までの増値税の各申告期間内に、輸出予備税還付の精算を行う必要がある。期限内に精算していない場合、輸出予備税還付を先に返還し、貨物を販売した時点で、輸出税還付(免税)届出を行う。
3. 納税者が輸出予備税還付の精算を行う際、貨物が既に販売された場合、実際の販売状況に基づき計算される税還付(免税)額と輸出予備税還付額の差異を確認する必要がある。貨物が販売されていない場合、納税者は「申告調整が必要である」と確認し、輸出予備税還付額を全額返還した後、精算手続きを行う。
4. 輸出予備税還付を既に行った納税者が、税還付(免税)方法を変更し、輸出税還付(免税)の届出を撤回する場合、先に輸出予備税還付の精算を行わなければならない。
5. 本公告施行前に、納税者が海外倉庫輸出モデルで貨物を輸出したが、まだ輸出税還付(免税)申告を行っていない場合は、本公告の規定に従い実行する。

「中国(上海)自由貿易試驗區臨港新片區的重點產業的企業所得稅優遇資格認定管理辦法」の改正に関する公告

【公布部門】 上海市財政局
國家稅務總局上海市稅務局

上海市经济和信息化委员会

【发布文号】 沪财发〔2024〕12号
【发布日期】 2024年12月31日
【施行日期】 2025年1月1日

【Link】 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202412/content_6991296.htm

2020年7月，财政部、税务总局联合发布《关于中国（上海）自贸试验区临港新片区重点产业企业所得税政策的通知》（财税〔2020〕38号文），明确对临港新片区内集成电路、人工智能、生物医药、民用航空等领域重点产业企业自设立之日起5年内减按15%税率征收企业所得税政策

主要内容如下：

本次修订，对原《认定管理办法》部分执行口径与条款内容作优化完善，明确企业被认定为符合企业所得税优惠资格条件，必须满足以下基本条件：

- 在临港新片区内注册登记且不满5年（不包括从外区域迁入临港芯片企业）；
- 从事集成电路、人工智能、生物医药、民用航空产业，且主营业务属于财税〔2020〕38号文等文件规定的关键领域核心环节目录范围；
- 在临港新片区开展实质性生产或研发活动；
- 企业主要研发或销售产品中至少包含一项关键产品（技术）；
- 企业投资主体条件和企业研发生产条件按财税〔2020〕38号文有关规定执行。

海关 Customs

关于调整海南自由贸易港原辅料“零关税”政策的通知

【发布单位】 财政部 海关总署 税务总局
【发布文号】 财关税〔2025〕1号
【发布日期】 2025年1月24日
【施行日期】 2025年2月1日

【Link】 https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202501/content_7001335.htm

上海市经济和信息化委员会

【公布文号】 滬財發〔2024〕12号
【公布日時】 2024年12月31日
【施行日時】 2025年1月1日

2020年7月、財政部と税務総局は共同で「中国（上海）自由貿易試験区臨港新片区の重点産業の企業所得税政策に関する通知」（財税〔2020〕38号）を公布し、臨港新片区内の集積回路、人工知能、バイオメディカル、民間航空などの分野の重点産業企業に対し、設立日から5年間15%の軽減税率で企業所得税を徴収する政策を明確する。

主の内容は以下の通りである。

今回の修正には、元「認定管理弁法」の一部の執行基準と条項内容を最適化に改善し、企業が企業所得税優遇資格の認定には、以下の基本条件を満たさなければならない。

- 臨港新片区内で会社登記してから5年未満であること（他のエリアから臨港新片区に移転した企業を除く）。
- 集積回路、人工知能、バイオメディカル、民間航空産業に従事し、且つ主たる業務として、财税〔2020〕38号文等の書類に規定された重要な分野の中核リストに記載される業務を展開すること。
- 臨港新片区で実質的な生産または研究開発活動を展開すること。
- 企業の主な研究開発または販売製品のうち、少なくとも1つのコア製品（技術）を含むこと。
- 企業投資主体条件及び企業研究開発生産条件は、财税〔2020〕38号文の関連規定に従い実行する。

税関

海南自由貿易港原材料・補助材料のゼロ関税政策の調整に関する通知

【公布部門】 財政部 税関総署 税務総局
【公布文号】 財関税〔2025〕1号
【公布日時】 2025年1月24日
【実行日時】 2025年2月1日

该通知对于财关税（2020）42号文颁布的海南自由贸易港原辅料“零关税”政策进行了调整。

主要内容如下，

- 扩大了“零关税”商品范围。将未烘焙咖啡、乙烯、机器零件等 297 项商品纳入“零关税”原辅料政策清单；
- 放宽部分政策限制条件。包括：对符合享受政策条件主体间因依法破产等原因转让“零关税”原辅料，免征进口关税、进口环节增值税和消费税；对用于维修“零关税”游艇和自用生产设备所消耗的原辅料，免征进口关税、进口环节增值税和消费税；

当該通知には、財関税〔2020〕42号文で公布された海南自由貿易港の原材料・補助材料のゼロ関税政策を調整すると規定される。

主な内容は以下の通りである

- 「ゼロ関税」の商品範囲を拡大し、コーヒー生豆、エチレン、機械部品等の 297 品目の商品を海南自由貿易港の「ゼロ関税」原材料・補助材料の政策リストに追加する。
- 一部の政策の制限を免除する。具体的には、政策享受条件を満たす企業は法により倒産等の理由で「ゼロ関税」の原材料・補助材料を譲渡する際の輸入関税、輸入増値税、消費税が免除されること、「ゼロ関税」のヨット及び自社用生産設備の修理に使用する原材料・補助材料についても、輸入関税、輸入増値税、消費税が免除されることを含む。

人事 Human Resources

关于本市失业保险和工伤保险费率有关事项的通知

- 【发布单位】 上海市人力资源和社会保障局
上海市财政局
国家税务总局上海市税务局
- 【发布文号】 沪人社规（2024）25号
- 【发布日期】 2024年12月30日
- 【施行日期】 2025年1月1日

【Link】 <http://service.shanghai.gov.cn/XingZhengWenDangKuJyh>

该通知对 2025 年度上海市失业保险和工伤保险费率进行了明确，

主要内容如下：

- 2025 年 1 月 1 日至 2025 年 12 月 31 日，上海市继续阶段性降低失业保险费率。失业保险继续执行 1% 的缴费比例，其中单位缴费比例 0.5%，个人缴费比例 0.5%。
- 2025 年上海市停止实施阶段性降低工伤保险费率 20% 的政策。2025 年 1 月 1 日起，上海市一类至八类行业工伤保险基准费率按照全国工伤保险行业基准费率规定执行，即由原来的 0.16% 至 1.52% 分别调整为 0.2%、0.4%、0.7%、0.9%、1.1%、1.3%、1.6%、1.9%。

人事労務

上海市失業保険料率と労災保険料率の調整に関する通知

- 【公布部門】 上海市人力資源と社会保障局
上海市財政局
国家稅務總局上海市稅務局
- 【公布文号】 滬人社規(2024)25号
- 【公布文号】 2024年12月30日
- 【発効日時】 2025年1月1日

当該通知には 2025 年度上海市失業保険料率と労災保険料率を明確する。

主な内容は以下の通りである。

- 2025 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで、上海市は段階的に失業保険料率を引き下げる。失業保険率は引き続き 1% とし、うち、企業負担率と個人負担率は各々 0.5% である。
- 2025 年、上海市は段階的な労災保険料率を 20% 引き下げ政策の実施を停止する。2025 年 1 月 1 日より、上海市における第 1 類から第 8 類までの業種の労災保険基準料率は全国の労災保険業種基準料率の規定に従い実行され、すなわち従来の 0.16% から 1.52% までをそれぞれ 0.2%、0.4%、0.7%、0.9%、1.1%、1.3%、1.6%、1.9%

に調整される。

近期热点 Recent Hot Topics

- 跨省总分机构的汇总申报及就地缴纳核定信息不匹配，或触发税务局的自动预警机制。企业应当如何应对？
- 企业由于自身失误导致多申报增值税销项税，是否可以向税务机关申请退回？
- 新《公司法》已实施半年多，实践中，企业在申请变更登记时，各地市场监督管理局会要求企业根据新《公司法》重述章程吗？企业重述章程应注意哪些方面？

トピックス

- 省を跨ぐ総、分支機構の集約申告と現地納付の情報が一致しないことにより、税務局の自動アラートメカニズムが発動された場合、企業はどのように対応すべきでしょうか？
- 企業が申告ミスにより売上増値税を過大申告した場合、税務機関に税金の返還を申請することができるでしょうか？
- 新「会社法」が既に半年以上に施行され、実務において、企業が変更登記を申請する際、各地の市場监督管理局は新「会社法」に基づき定款修正を要求するでしょうか？企業が定款修正する際にはどのような点に留意すべきでしょうか？

ご質問などございましたら、下記の連絡先までお気軽にお問い合わせくださいませ。

範 蓉 (Jane)

法務部責任者

☎ 135-0177-7091

📧 fanrong@seahonor.com

黄 屹 (Lucy)

財税部責任者

☎ 137-6193-2188

📧 huangyi@seahonor.com

陳 泓 (Nikko)

日本デスク責任者

☎ 186-2191-6721

📧 chenhong@seahonor.com

蘇 小芳 (Cynthia)

税務サービス連絡窓口

☎ 138-1853-0811

📧 suxiaofang@seahonor.com

朱 偉 (William)

監査サービス連絡窓口

☎ 139-1751-0923

📧 zhuwei@seahonor.com

田 方 (Tiffany)

会計サービス連絡窓口

☎ 138-1609-0515

📧 tianfang@seahonor.com

顧 敏 (Minnie)

人事サービス連絡窓口

☎ 139-1713-2663

📧 gumin@seahonor.com